平成２９年（フ）第２０２号
奈良県大和郡山市新町305番地106
債務者　中澤　正彦
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２０３号
奈良県大和郡山市新町305番地106
債務者　中澤　祥子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２３８号
奈良市南京終町７丁目570番地の１　メゾンアルバ301号
債務者　橋本　高志
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２４２号
奈良市南永井町387番地の51
債務者　青木　朱未
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２４５号
奈良市中登美ケ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ10―502号
債務者　西前　　香（旧姓矢鋪）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３８号
熊本県八代市田中北町68番地４（105）、前住所鹿児島市伊敷台７丁目２番７号　８街区15―14
債務者　鳥越　裕輝
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１４２号
茨城県つくば市真瀬2100番地４
債務者　伊藤　幸子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第４４７号
千葉県市川市末広２丁目５番９号　（末広259―30Ｇ号）
債務者　土屋　英子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６６３号
千葉県船橋市藤原２丁目２番２号　森井ハイツ206号
債務者　石黒貴美子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７３３号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区29棟109号
債務者　竹中　勝治
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７４０号
千葉県浦安市今川４－９－１　マリーナテイスティ303、住民票上の住所千葉県浦安市日の出３丁目４番Ａ―301号　ベイシティ新浦安
債務者　田沼　美和
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７４３号
千葉市美浜区幕張西３丁目６番２棟102号
債務者　山田　直孝
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７８６号
千葉県船橋市高根台５丁目１番274棟103号
債務者　関吉　克巳
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７８８号
千葉市中央区新宿１丁目４番４号　ドルフ新宿101号
債務者　石塚　　睦
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７９０号
千葉県市原市大厩1800番地96
債務者　板倉　久枝
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７９３号
千葉県市川市高谷２丁目19番８号（ピア７―716号）
債務者　古川　翔平
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係